（意匠登録令施行規則の一部改正）

第八条　意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

様式第一（第一条の二関係）

意匠登録　第　号

表示				
表示番号（付記）	登録事項			
1番	出願年月日		出願番号	
	査定（審決）年月日			
	部分意匠			
	優先権主張	国・地域名		
		出願年月日	件数	
	関連意匠の関係	本意匠の意匠登録番号		
		登録年月日		
	意匠に係る物品			
	登録年月日			
関連意匠登録番号記録部				
登録料記録部				
登録料				
国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項				

甲区	
順位番号（付記）	登録事項

乙区	
順位番号（付記）	登録事項

丙区	
順位番号（付記）	登録事項

丁区	
順位番号（付記）	登録事項

改正前

様式第一（第一条の二関係）

意匠登録　第　号

表示				
表示番号（付記）	登録事項			
1番	出願年月日		出願番号	
	査定（審決）年月日			
	部分意匠			
	優先権主張	国名		
		出願年月日	件数	
	関連意匠の関係	本意匠の意匠登録番号		
		登録年月日		
	意匠に係る物品			
	登録年月日			
関連意匠登録番号記録部				
登録料記録部				
登録料				
国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項				

甲区	
順位番号（付記）	登録事項

乙区	
順位番号（付記）	登録事項

丙区	
順位番号（付記）	登録事項

丁区	
順位番号（付記）	登録事項